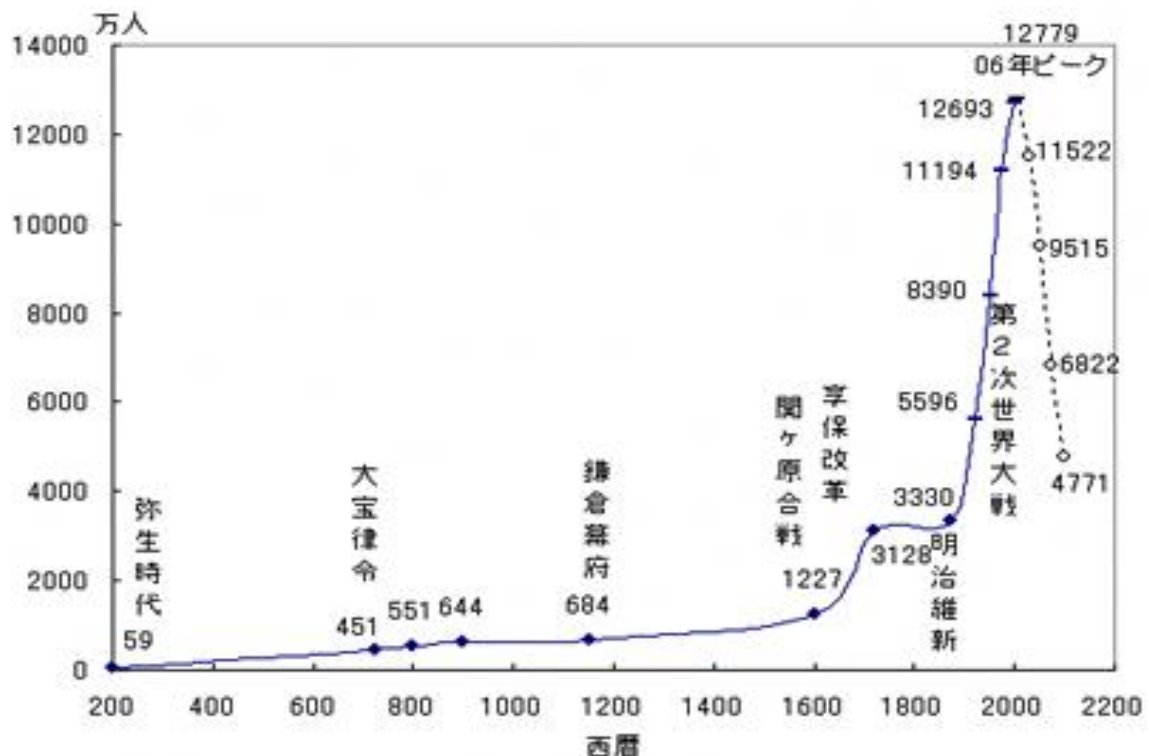


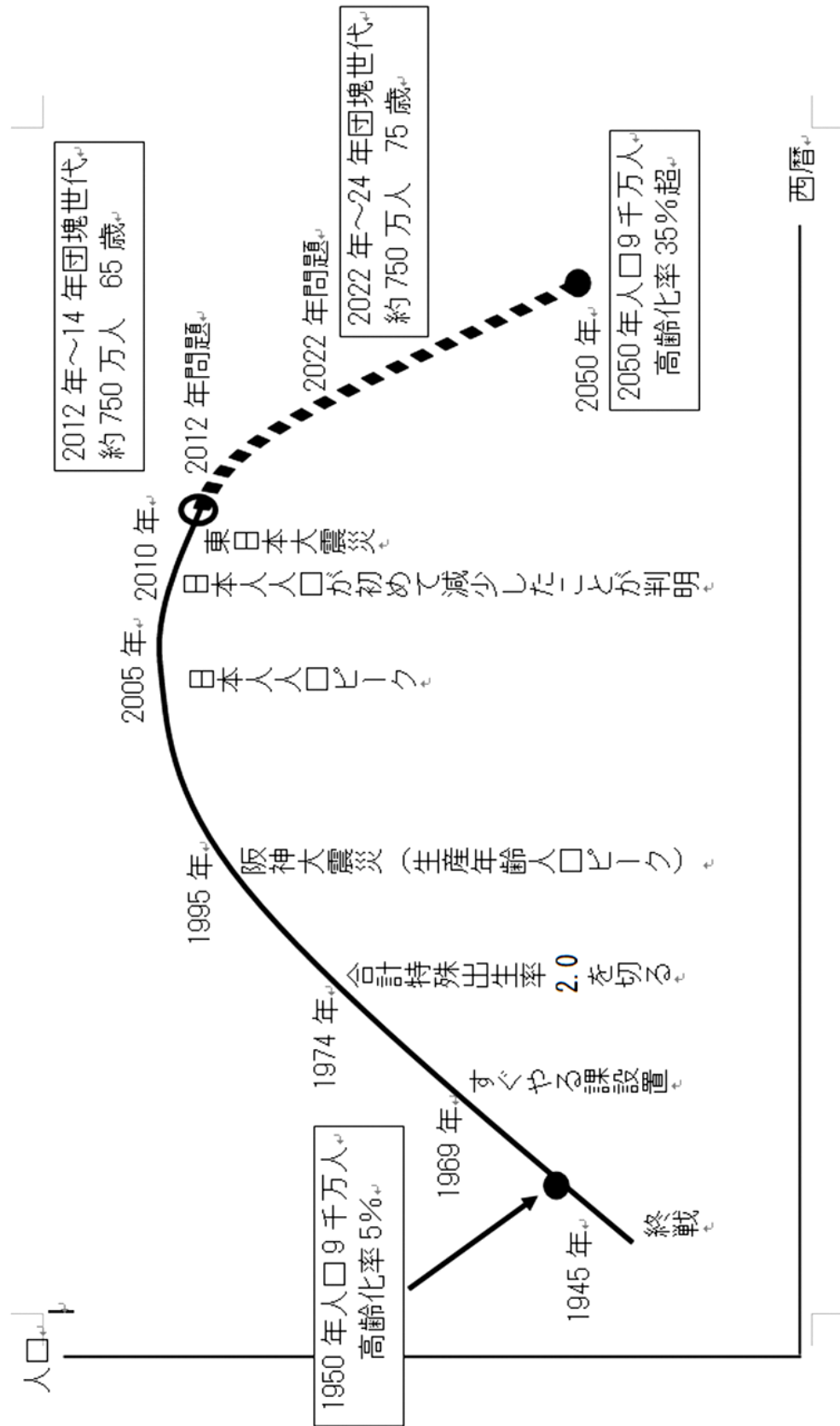
伊賀市自治基本条例の意義と課題

岩崎 恭典（四日市大学） 20211105

1. 時代の峠に立ち会ってしまった我々の責務

- ・ 2つの震災の間の人口ピーク
 - ・ 1995年 阪神・淡路大震災 → 「なんでも公頼み」の危険性の露呈 → 市民のボランティア活動の高まり、企業の社会的責任の認識の高まり → NPO法、地域社会への注目(面識社会の必要性への認識の高まり)
 - ・ 2011年 東日本大震災 → 自治体まるごとの移住、日本国民挙げての息長い復興支援、原発依存の見直し → 個人の生き方の問い直し → グリーン・環境・福祉等の新産業の創出可能性、住民の新しい絆づくり → NPOに対する寄付税制 → 休眠預金の活用、ワーカーズコレクティブ等
 - ・ 国勢調査結果(予測)から
 - ・ 1995年国勢調査結果 生産年齢(15歳～64歳)人口のピーク
 - ・ 2005年国勢調査結果 日本人人口 1億2535万8854人(対2000年比0.3%減)
65歳以上人口 21.0% 世界最高
 - ・ 2010年国勢調査結果 外国籍住民を含む総人口としてピーク
 - ・ 2015年国勢調査結果 高齢化率26.1%、世帯数は2020年にピークか?
- 世帯主を構成員とする自治会・町内会は、いよいよ、本格的に衰退していく時代を迎える

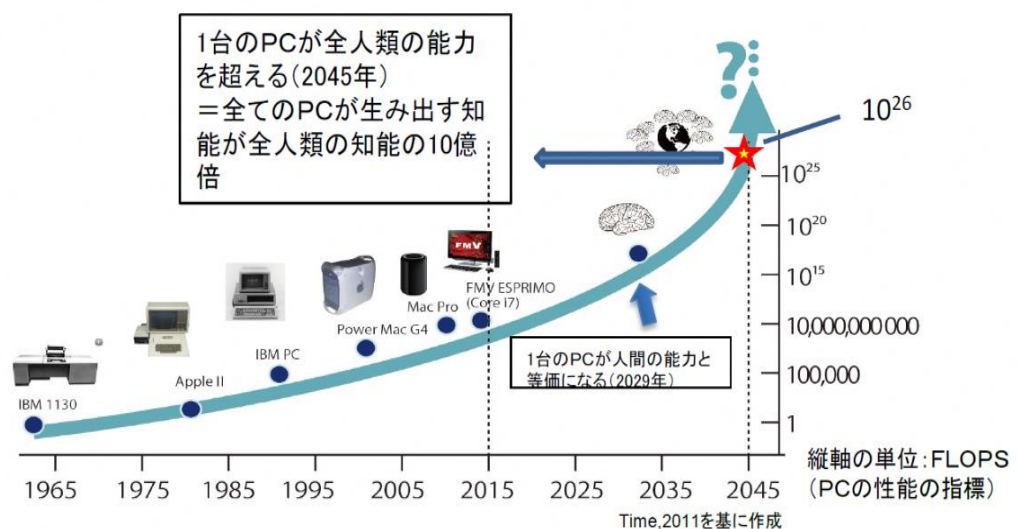




- ・ 2060 年人口 1 億人(高齢化率 35.3%から 27%程度に低下)の社会(「まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」が目指す将来の方向」)を実現するために今、必要なこと
- ・ 増分主義(増えていく税収をどう分捕るか)からの脱却 長く続いた人口増(税収増)の時代に、住民は、市町村にサービスの提供を求め、市町村も応えてきた。市町村は、都道府県に、都道府県は国に、それぞれ支援を要請 この長く続いた増分主義からの脱却のために
- ・ 1995 年の国勢調査結果が明確に示した将来に向かって、例えば、所得税中心から消費税への転換に代表される、増分主義からの脱却過程のはじまり 残念ながら、「失われた 20 年」といわれるが、「産みの苦しみ」と捉えたい。例えば、
 - ・ 分権改革 「地域住民の自己決定権の拡充」「国・地方の対等・協力」
 - ・ 市町村合併 人口減少社会への条件整備の一環
- ・ しかし、肝心の住民の意識は、さほど変わっていない。

「いずれ、自治体が、国がなんとかしてくれるはず、これまでもそうだった」
- ・ 減分主義(増えていく負担をどう分担するか)の制度設計と実現に向けて一步でも進めることは、たまたま、人口のピークを現役世代として立ち会ってしまった我々の責務
- ・ 今年 20 歳の世代は、2050 年には、49 歳である。出生率増加を期待され、負担を担うことを期待されている世代の彼・彼女のために、我々は、今の仕組みを変えていかなければならない、また、その子供世代は、現在の平均寿命を考えれば、2101 年(22 世紀)まで生きることになる！
- ・ すぐに変えられなくとも、すくなくとも、その端緒は作りたい。
- ・ もう一つの時代の峠—シンギュラリティ(Singularity、技術的特異点)

図表 11 シンギュラリティへの展望



⇔「Society5.0」 だからこそ、対人コミュニケーション能力、合意形成能力が求められる

【資料2】

伊賀市も例外ではない

国立社会保障・人口問題研究所による 2015 年国勢調査結果に基づく推計 2018. 3

伊賀市	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口	90,581	84,023	77,416	70,883	64,504	58,270	52,258
総人口指数 (2015年 = 100)	100.0	92.8	85.5	78.3	71.2	64.3	57.7
0～14歳人口	10,763	9,525	8,227	7,168	6,239	5,493	4,825
年齢別割合 (0～14歳：%)	11.9	11.3	10.6	10.1	9.7	9.4	9.2
15～64歳人口	51,141	45,221	40,620	36,296	32,236	27,523	23,665
年齢別割合 (15～64歳：%)	56.5	53.8	52.5	51.2	50.0	47.2	45.3
65歳以上人口	28,677	29,277	28,569	27,419	26,029	25,254	23,768
年齢別割合 (65歳以上：%)	31.7	34.8	36.9	38.7	40.4	43.3	45.5
(再掲) 75歳以上人口	15,160	15,782	17,284	17,620	16,941	15,967	14,859
年齢別割合 (75歳以上：%)	16.7	18.8	22.3	24.9	26.3	27.4	28.4
(再掲) 85歳以上人口	5,274	6,095	6,414	6,745	7,790	7,919	7,333
年齢別割合 (85歳以上：%)	5.8	7.3	8.3	9.5	12.1	13.6	14.0

名張市	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口	78,795	76,584	73,582	69,929	65,699	61,166	56,667
総人口指数 (2015年 = 100)	100.0	97.2	93.4	88.7	83.4	77.6	71.9
0～14歳人口	10,060	9,443	8,728	7,877	7,032	6,339	5,700
年齢別割合 (0～14歳：%)	12.8	12.3	11.9	11.3	10.7	10.4	10.1
15～64歳人口	46,462	42,144	39,020	36,480	34,128	30,635	27,526
年齢別割合 (15～64歳：%)	59.0	55.0	53.0	52.2	51.9	50.1	48.6
65歳以上人口	22,273	24,997	25,834	25,572	24,539	24,192	23,441
年齢別割合 (65歳以上：%)	28.3	32.6	35.1	36.6	37.4	39.6	41.4
(再掲) 75歳以上人口	9,574	11,803	14,762	16,251	16,039	15,139	14,058
年齢別割合 (75歳以上：%)	12.2	15.4	20.1	23.2	24.4	24.8	24.8
(再掲) 85歳以上人口	2,860	3,515	4,251	5,370	6,874	7,273	6,771
年齢別割合 (85歳以上：%)	3.6	4.6	5.8	7.7	10.5	11.9	11.9

三重県	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口	1,815,865	1,768,098	1,709,820	1,645,050	1,575,867	1,503,635	1,430,804
総人口指数 (2015年 = 100)	100.0	97.4	94.2	90.6	86.8	82.8	78.8
0～14歳人口	234,397	216,960	199,047	185,178	172,945	164,327	155,645
年齢別割合 (0～14歳：%)	12.9	12.3	11.6	11.3	11.0	10.9	10.9
15～64歳人口	1,074,463	1,019,434	976,566	923,306	863,977	785,011	727,862
年齢別割合 (15～64歳：%)	59.2	57.7	57.1	56.1	54.8	52.2	50.9
65歳以上人口	507,005	531,704	534,207	536,566	538,945	554,297	547,297
年齢別割合 (65歳以上：%)	27.9	30.1	31.2	32.6	34.2	36.9	38.3
(再掲) 75歳以上人口	249,439	279,085	318,196	328,688	321,923	318,680	320,109
年齢別割合 (75歳以上：%)	13.7	15.8	18.6	20.0	20.4	21.2	22.4
(再掲) 85歳以上人口	77,209	93,541	105,049	119,175	141,349	142,497	134,831
年齢別割合 (85歳以上：%)	4.3	5.3	6.1	7.2	9.0	9.5	9.4

2. 合併時に構想・計画された「伊賀流自治の仕組み」とは

2-1 伊賀地区での合併協議の経緯

1 市3町2村の合併協議、今後の人口維持10万人を目指す

多様な市町村の合併協議であること、しかし、伊賀としての一体性はある

多様な地域性を活かしつつ、分権・自治の理念にこだわりたい

一極集中型ではない、一極あるいは二極を支え、支えられる地域をつくりたい

名張市の住民投票による合併離脱→市政一新→独自に「民への分権」へ

・こんな考え方をしたい 当初の岩崎発言メモより

「21世紀は、日本が有史以降初めて直面する人口減少社会である。すなわち、少子化の進展により、税をはじめとする各種の負担ができる年齢層は先細りになり、その一方で、高齢化の進展により、様々な住民の要望はさらに多様化・高度化していくことが見込まれる。これまでのように、『明日の税収の伸びを見込んで行政にのみサービスの充実を求める』ことは最早望むべくもなく、合併協議に際して、もし、『サービスの水準は高いほうに、住民の負担は低いほうに調整する』といった無責任な論に流されれば、新自治体は、合併したとしても早晚破綻することは間違いない。新自治体には、高度経済成長を進めた中央集権体制と政・官・財の“鉄のトライアングル”が『常に大きくなるパイをどう分配するか、それを考えるだけの社会』そして、『声の大きな人が得をする社会』を作ってしまった反省に立ち、『今後、縮小していく限られたパイをまず、社会的弱者のためのセーフティ・ネットの構築に用い、次に、住民の福祉向上のために、民間と行政が協働して新たなサービス供給の体制を創る』ことが求められているはずである。そのためには、地域で処理できる仕事はできるだけ処理すること、自治体行政の立場からいえば、『地域住民に積極的に仕事をお返ししていく仕組み』を作る必要がある。」

・目指すべき新市の将来構想づくり 2002年6月～03年1月

全て民間委員による策定、公募が半数

5分科会(健康・福祉、生活・環境、教育・文化、産業・交流、分権・自治)

各分科会も、公募委員で構成

・その特色

① 住民参加による、2025年を目途としたグランドデザインの策定による新市将来像の策定、提示

② 中心栄えて周囲衰退の合併は20世紀の遺物、21世紀型の合併を先導的に取り組む ⇒補完性原則に基づく行政体制の組み直しを意図 ⇔ 終の棲家として生き残る

補完性原則に立つ

「家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれに任せ、そこでは不可能もしくは非効率なものを、市町村や県、国などのより大きな単位が行う」という考え方

個人 → 家族 → 地域 → 市町村 → 県 → 国 → 世界

- ③ グランドデザインに対する広範な議論を通じて、合併の可否を住民に判断してもらう手順を考え、実際に「住民に仕事をお返しする仕組み」を創る
- ・分権・自治部会での検討
 - ・担税力を持った人の減少と多様な住民の登場
新たな公民の役割分担から組み立てる必要があるのではないか
 - ・「協働」の概念
 - 市民活動 要求型・反対型で行政との「対立」から、
参加型・協働型で行政との「パートナーシップ」へ
 - ・右肩上がりの行政運営 ⇔ 縮小型への行政運営へ
その方策としての市町村合併
 - ・規模を大きくする 広域で効率的に処理すべき仕事 合併後の新自治体で
 - ・規模を小さくする 狭域で有効に処理できる仕事 合併後の、今より小さな地域で
狭域有効業務(例えば、公園管理や介護、子育て支援等)こそ、①住民ができる、②以前、住民がやっていた、③住民にお返しできる、④ビジネスチャンスになり得る仕事なのではないか
 - ・大きな機能の支所と小さな本庁 分権型合併(民への分権と行政組織内分権)を目指す
 - ・新しい自治体は、セーフティ・ネットの充実と、住民とのパートナーシップ形成に意を用いることに専心すべき
 - ・2004年11月1日合併

2-2 伊賀流自治の全体像

- ・2004年の夏、議員の在任特例(50日)の適用によって、合併期日が延びる
- ・これまでの議論を総まとめしていくことが合併協議会で決定
- ・議論を総括して、自治基本条例(案)として、合併協議会で議決
- ・2004年12月24日に伊賀市議会で可決、成立
- ・新しい自治体としての伊賀市における、市民の権利・責務、行政や議会の役割を定めたものであり、計画－実行－評価・見直しの過程における市民参加の道具リストである

・こんな考え方

Plan ← 市民参加は、増分主義の時代に充実

Do ← 増分主義の時代の主語は市のみ だから「協働」というようになる
また、「協働」を考えやすいのは、狭域

Check ← 市民の権利として、法律・条例等で規定

Action ← 次のPlanに繋げるものとして意識されるようになってきた

・理念 降りていく時代への各主体(市民、議会、市)の覚悟を表明

第7条、第13条、第14条、第36条、第43条、第45条

・今後の原則

第3条、第4条

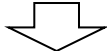
・Plan への市民参加

第6条を前提に、第15条～第20条

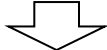
・Do への参加 第4章 … 最も分厚い

「みんなで考え、みんなで活動できる場づくり」→ 組織「住民自治協議会」

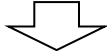
まちの情報共有 …地域の状況、人の考え、参考事例など



自由な参加・参画 …意欲のある人、地域外の者も大切に



活動方針・計画 …「地域まちづくり計画」の策定



実践活動 …実行委員会形式

住民自治を推進する背景と必要性

① 公共部門の拡大により、地域の自治力の低下



公共サービスの一部を地域へ返還 → 地域の共同性の復活

(生きがい、地域課題の解決につながる)

② 画一的な行政の限界・非効率…いろんな地域から構成される新市



一定の権限・財源を地域へ配分 → 地域で自己決定し自ら実践

(地域の実情に応じた取組みが可能)

③ 高度経済成長により多くの税金を投入し、あらゆる公的サービスを行政が提供

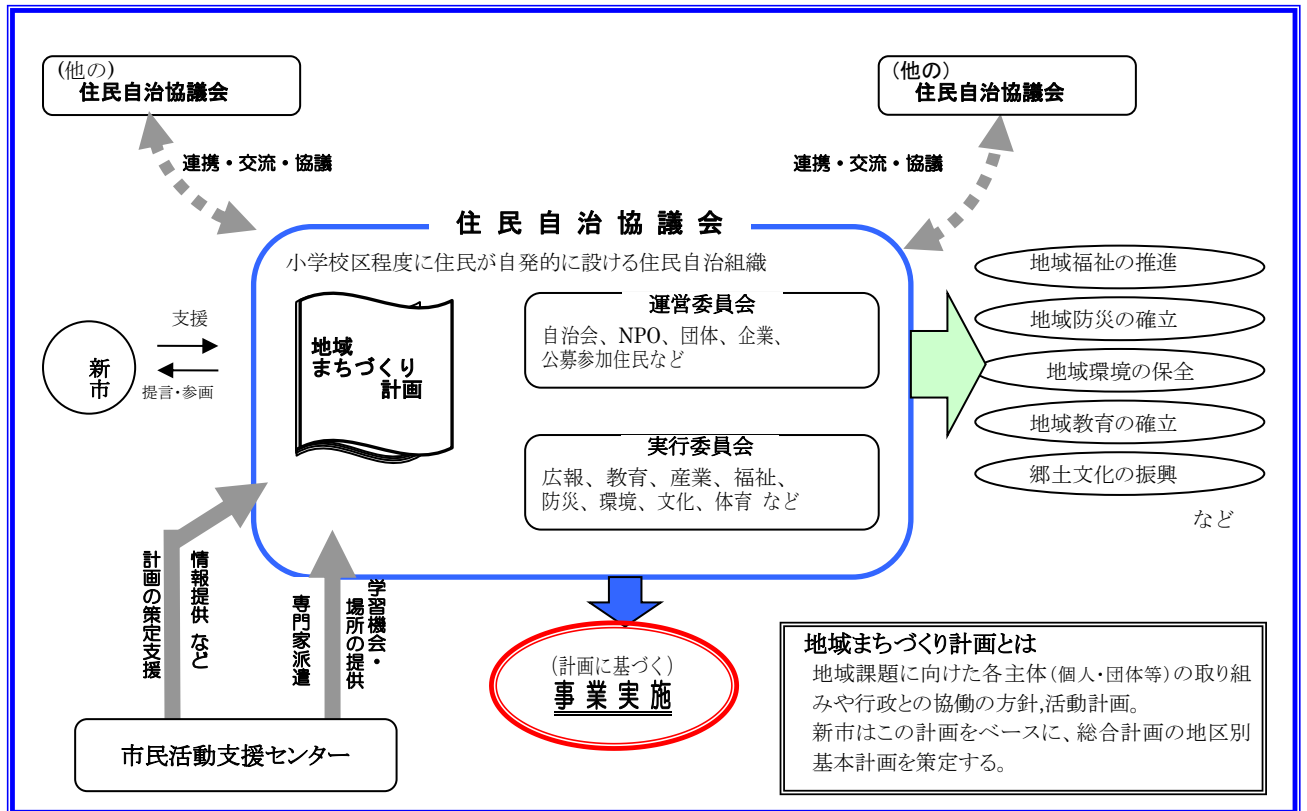


バブル崩壊により、深刻な財政難 → あらゆる主体が公的サービスを担う

(民間や地域に業務を委託)

これらから、今やっている自治体の仕事も、狭域有効、広域効率の観点から仕分けしていく必

要があるのではないか⇒狭域有効業務のなかには、かつて住民がやっていた、それだけに、協働あるいは住民にお返しできる可能性があり、しかも、コミュニティビジネスにつながる可能性がある⇒狭域有効業務を支所にまず行政の仕事として配置し、その後、各地域で、その地域特性に応じた公のあり方を検討したうえで、地域の様々な主体ができるものは、やってもらおうではないか(「民への分権」)



<住民自治協議会の要件>…建設計画より

建設計画では次のものを要件として定めているが、できるだけ地域の実情に合わせて柔軟に対応できるよう配慮するため、必要最小限度のものにとどめている。

1. 区域を定めること。…小学校区(旧村)単位を基本。
2. 会員は、その区域に住所を有する者であれば、個人、団体、企業等を問わず誰でもなれること。
3. 組織設置の目的が、その区域内の住民・団体等の相互の連絡・親睦、地域環境整備や地域福祉の増進など良好な地域社会の形成に関するものであること。
…宗教活動や政治活動を目的とするものでないこと。
4. 規約を定めていること。
…目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格、代表者、会議など。
5. 組織全体の運営にあたる役員や代表者は、民主的に選出されたものであること
…必ずしも直接選挙による必要は無く、方法は地域で決める。

・Check への参加 選挙権の行使とう、自治法記載のもの以外に、第 56 条、第 57 条

・基本条例の Action 第 7 章

… 生かされていないことが大きな問題

2-3 その後の見直し

改正伊賀市自治基本条例(2012 年 7 月)における「住民自治のしくみ」

(住民自治に関する市民の役割)

第 22 条 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めるものとする。(←「努めなければならない」から変更)

(住民自治に関する市の役割)

第 23 条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

2 市は、営利、宗教及び政治を目的としない住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。(←限定列举の表現を変更)

第 2 節 住民自治協議会

(住民自治協議会の定義・要件) ← 変更なし

第 24 条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。

- (1) 区域を定めていること。
- (2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。
- (3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。
- (4) 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員(←構成員から変更)の資格、代表者及び会議などを明記した規約を定めていること。
- (5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、主体的に選出されたものであること。

(住民自治協議会の設置)

第 25 条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。

2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地域の同意・決定機関とする。

3 市長は、住民自治協議会が設置された後、前条に規定する要件を満たしていないと認め

た場合は、改善を求めなければならない。(追加)

(住民自治協議会の権能)

第 26 条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

- (１) 新市建設計画の変更に関する事項
- (２) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (３) その他市長が必要と認める事項

２ 住民自治協議会は、当該地域において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。

３ 市長は、当該地域において行われる住民生活と関りの深い市の事務で、当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。

４ 市長は、当該地域において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。

５ 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

※改正案の一部修正・・・「第 26 条の 2 を削除」(議員発議)

【参考：改正案第 26 条の 2】

(住民自治協議会の役割と責務)

第 26 条の 2 住民自治協議会は、まちづくりに関する情報を会員相互に共有するとともに会員がまちづくりに参加しやすい環境を整備するように努めなければならない。

２ 住民自治協議会が、前条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく権能を行使する場合は、会員への情報提供及び情報収集を行いその協議過程を公表し、決定した内容を地域内で情報共有した上で行使しなければならない。

３ 住民自治協議会は、第 28 条に規定する地域まちづくり計画を策定又は変更する場合は、会員が意見を述べる機会を設けなければならない。

４ 住民自治協議会は、協議及び事業に関して、会員に対して説明責任を果たさなければならない。

(地域まちづくり計画)

第 28 条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。

２ 前項に規定の計画を策定又は変更した(追加)場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。

3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。

4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

3. 減分主義の時代の自治体と住民の関係 住民の意識の変革を

- ・増分主義の時代に浸透した「公＝官」の見直し

もともと、「公」はみんなで創っていったもの

面識社会を再構築できる「小さな地域」からより、広い地域へと展開

- ・「公＝官」の因数分解

狭域有効業務と広域効率業務

例えば、ゴミの徹底した分別によるリサイクル 狭域有効業務

焼却処理

広域効率業務

グループホーム、日常生活支援

狭域有効業務

介護保険制度の維持

広域効率業務

今後は、地域包括ケアシステムにおける介護予防や総合事業 狭域有効業務

地域包括ケアシステムにおける在宅医療や特養の整備 広域効率業務

コミュニティスクールにおける教育活動支援 狭域有効業務

コミュニティスクールにおける教科教育、教材開発 広域効率業務

- ・これらから、広域効率業務は、本来的に官が担うセーフティネット(介護保険等保険制度の維持や、在宅医療体制の整備、上下水道の更新等)ということができる。

一方、狭域有効業務は、① かつて住民がやっていた、

それだけに、② 協働あるいは住民にお返しできる可能性があり、

しかも、③ コミュニティビジネスにつながる可能性がある

- ・進む人口減少・超高齢社会のなかで、セーフティネットとしての広域効率業務をこれからも官が支えることを条件に、狭域有効業務を、住民自らが担う仕組みが必要

➡新たな「公」の創造に向けた「小さな自治」・「地域運営組織」の必要性

- 国の人口減少・高齢社会に向けての様々な制度改革も、「小さな自治」の仕組みを前提としている。

- ・自民党憲法草案には、「自助」「公助」しかないにもかかわらず、「共助」の仕組みづくりを推進せざるを得ない。

- ・介護保険制度要支援者部分、軽度要介護部分の市町村への移譲 → 地域包括支援システムの小学校区単位での、2025年までの導入 次ページ参照 2022年を目途とすべき!

- ・教育委員会制度改正 → 首長の元での総合教育会議の設置と教育振興計画の策定

例えば、三重県 土曜日授業、学力向上に伴う、コミュニティスクールへの支援

2015.3 教育再生実行会議第6次提言 コミュニティスクール→スクールコミュニティ

- ・子ども・子育て新制度 → サービス提供へ
こども園、保育ママ支援、小規模保育所に対する規制緩和
- ・農村集落対策も、個別計画による支援(人・農地プラン)へ
等々

これらが、「地方創生戦略」として、国から地方自治体に補助金として流れきている。

懸念 2015 年度は各省庁個別補助金として、2016 年度から新型交付金となったが、各省縦割りが温存・強化されている。KPI に縛られた補助金行政に逆戻りといったいい状況

- ・ただ、今後、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）に基づく、休眠預金（毎年 800 億円超と見込まれる）の地域還流の仕組み作りの際に、「地域運営組織」は必須となっていくのではないかと？

- ・2020 年 12 月に成立したワーカーズコレクティブ法が重要
- ・2020 年～の第二次地方創生総合戦略では、
 - ・都市部にすみながら地方と関係を持ち貢献する「関係人口」の拡大
 - ・将来地方で活躍する人材を育てる高校教育の拡充 等が中心施策となっている

地域の将来を支える人材育成のための高校改革

- キラリと光る地方大学づくりに加え、人生の選択を考える重要な時期である、高等学校に着目して地方創生を推進。

- 東京圏への転入超過は就学・就職時が多い。

15～19歳 約27,000人
20～24歳 約75,000人 } 全体の3/4

- 県内の大学に進学する者は少ない。

32.9%(47都道府県平均)
【最高】 71%(愛知県)
【最低】 11%(和歌山県)

- 若者の減少により、高校維持が厳しくなる地域も存在。



- 選挙権年齢、成年年齢(民法)の20歳から18歳への引下げ。

＜力をつける＞

- ◆ 文章や情報を正確に理解する読解力
など基盤的な力を確実に身に付ける
- ・遠隔教育など未来技術の活用
 - ・教育の質の向上

＜地元を知る＞

- ◆「ふるさと教育」など、地域課題の解決
を通じた探究的な学びを実現

- ・地域ならではの新しい価値を創造する人材
 - ・グローバルな視点を持つ人材
 - ・専門的な知識・技術を持つ人材
- 等

＜地域と協働する＞

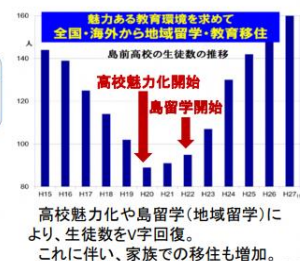
- ◆ 地域の協働体制を構築
- ・広く関係者が一体となって関わるコンソーシアムの設置
 - ・高校と地域をつなぐコーディネーターの検討 等

＜地方を知る＞

- ◆ 地域留学の推進
地域の特性を活かし、全国から生徒を受け入れ



高校魅力化による人口増加 【島根県立隠岐島前高等学校(海士町)】



11

資料出所:『まち・ひと・しごと創生基本方針2019について』(令和元年6月、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局)

・こうした、高校や地方大学に寄せられる期待と同時に、従来から、小・中学校に対する地域支援に対する期待は高い。



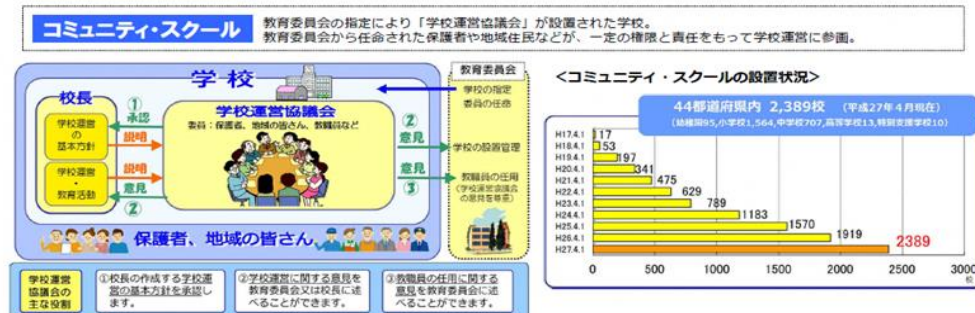
コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの推進

- 人口減少・高齢化、地域コミュニティの衰退、貧困問題の深刻化、児童虐待の増加などの厳しい状況
- 子供たちの規範意識や社会性、自尊意識等の課題、生活習慣の乱れ、学習意欲や体力・気力の低下等の課題
- 問題行動への対応や不登校児童生徒の増加、特別な支援が必要な児童生徒の増加など、多様な児童生徒への対応
- 複雑化・多様化する学校の課題の中での教職員の勤務負担

子供や学校の抱える課題の解決、子供たちの豊かな成長のためには、**学校のみで対応するのではなく、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠。**

⇒多くの地域の人々が学校に関わることで、より豊かな子どもの学びが生まれ「生きる力」が育まれる。
⇒教職員、保護者、地域住民等がともに成長し「地域が良くなれば学校が良くなる」という好循環を生み出す。

全ての学校が、地域の人々と目標を共有し、地域一体となって子どもたちを育む『**地域とともにある学校**』へ



地域包括ケアシステムの姿

- 病気になる前から…
- 医療**
- 急性期病院
 - 療養病棟・回復期リハビリ病棟
 - 日常の医療・かかりつけ医
 - 地域の診療機関
- 地域包括支援センター・ケアマネジャー
- 住まい**
- 自宅
 - サービス付き高齢者向け住宅等
- いつまでも元気に暮らすために…
- 生活支援・介護予防**
- 相談業務やサービスのコーディネートを行います。
- 通所・入院**
- 通所・入所**
- 介護**
- 介護サービス：
 - 訪問介護
 - 訪問看護
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 短期入所生活介護
 - 認知症対応の訪問サービス
 - 複合型サービス
 - 小規模多機能型居宅介護＋訪問看護等
 - 介護予防サービス
 - 施設：
 - 介護老人保健施設
 - 介護老人地域施設
 - 認知症対応型生活介護
 - 特定施設入居者生活介護等
- ※ 地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要サービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区)を単位として想定
- 老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO 等

4. 時代に即した自治基本条例の見直しを！

総合計画を実施していくためのツールとしての自治基本条例

時代の変化に応じて、変更が加えられるべき

- ・もう不必要になった条文が残っている

第 29 条～31 条

- ・位置づけと性格をはっきりとさせるべきものとしての「住民自治地区連合会」

- ・合併時の熱量の高さが、かえって足かせになっていないか

第 57 条

第 16 条

- ・第 5 章 議会の役割と責務 は、議会基本条例ができているなかで、どこまで必要か。

等々

以 上